

# 最近の製造物責任事例についての一考察(一)

宮 島 薫

Ein Betrachtung über die Produkthaftungsfälle neuerdings (1)

Kaoru MIYAJIMA

- 、はじめに
- 、わが国における最近の製造物責任事例の特色について
- 、東京地裁平成12年5月22日判決について(以上本号)
- 、諸外国の動向
- 、小括
- 、今後の展望
  
- 、はじめに

わが国における製造物責任法<sup>1)</sup>が諸外国の事情をほぼ網羅した後に産声をあげたのが平成7年のことであった。あれから5年<sup>2)</sup>。熱しやすく冷めやすい国民性をまさに反映したかのように法成立前後にはまさに国中を巻き込んだ国民的一大イベントかと思まがう程の熱狂ぶり<sup>3)</sup>も、そして法施行前のいわゆる『濫訴』への懸念も、実際杞憂に終わってしまえば後の祭りのたとえの如く、今となっては市販されている数々の六法に収録されているだけのただの一法律となってしまった観すらある。あれ程の熱狂ぶりも今でははるか昔の出来事のようにすらある、というのが実際のところではないだろうか。これでよかったのだろうか。当時の世相をまさに反映して奇跡的に成立した経緯をかいま見た者<sup>4)</sup>としては、いささか複雑な思いがしてならないのである。表面的には平和そのものように見える日常生活の中にも、ひとたび製造物責任事故が発生<sup>5)</sup>すれば、我々の生活はその程度いかんによっては根底から覆されてしまうという危険と常に背中合わせである、という状況にはいささかの変化もないののである。本法の第一条である目的に関する規定<sup>6)</sup>によれば、人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における被害者の保護が大前提であるのだから、現在の大量

生産大量消費の生活関係の連鎖の中では、日常的に製造物責任法の活躍の場は確保されているようではある。しかし、その例はさほど多くはない<sup>7)</sup>のである。法施行後の状況についての言及をも含む解説書の類<sup>8)</sup>も、ここ一、二年の最近のものでは消費者の側に立った非法律家の手になるもの<sup>9)</sup>の方が今年に限ってみれば目立ったし、目を海外に転じても、概説的なもの<sup>10)</sup>よりは、まさにセカンド・ジェネレーションとでも言うべき類の研究書<sup>11)</sup>の方が手元に残った、というのが正直なところではある。

本稿においては、製造物責任法施行後、本法の適用事例を中心に据え、特に特徴的な判決に注目しつつ、わが国の現状分析や、諸外国の状況についての考察の後、将来的な展望に至ることをその目的として稿を進める事とする。当然のことながら、特にわが国においては、まだ総決算的な分析を行う程の判決の蓄積はなく、この点逆に代表的な最新事例についての事実関係にまで踏み込んだ考察を行うことの方が結局のところ目標への近道になる可能性がある、と個人的には考えていることをあらかじめお断りしておく。

#### 、わが国における最近の製造物責任事例の特色について

製造物責任法が成立し、周知期間の後に施行日を迎えた頃には、これまでの民法上の損害賠償制度の壁<sup>12)</sup>が一気に取り払われ、あたかもベルリンの壁が崩壊したかの様に、訴訟を取り巻く内外の情勢にも、劇的な変化が起こるものと思われていた。ところが、期間制限条項や附則<sup>13)</sup>の存在がなながしかの足かせになっていたことも否めないが、濫訴どころかいささか拍子抜けの状況が続いたことは記憶に新しい。これは、常々言われているところの日本人の訴訟嫌いな性質が大きく影響しているのか、あるいは訴訟に持ち込まず<sup>14)</sup>、単なるクレーム処理<sup>15)</sup>でなながしかの和解めいたことが横行したのか、それとも製造物責任法自体に何らかの欠陥が存在したのではないかとすら考えたものであった。

ところで、製造物責任が初めて肯定された事例としては、食品についての製造物責任が問われた名古屋地方裁判所平成11年6月30日判決<sup>16)</sup>がある。事実関係としては、昼食用にファースト・フードの店で購入したオレンジジュースを飲んだところ喉に異物で傷をつけた、というものである。これなどまさにいつ誰に起こるかかわからない事例としか言いようもないものが現実になってしまった事になる。企業側としては、所謂言いがかり、と同様のものと考えて対処せねばならないだろうし、賠償の類も高額<sup>17)</sup>になれば、今まで黙っていた消費者が、一斉に訴えてくるという危険性さはらんだ裁判であった。結局のところ、判決では慰謝料5万円、弁護士費用5万円の計10万円の損害を認定したのである。注目すべきは、負傷の原因となった異物が、発見されず、(もっとも被害者が搬送された病院で過って破棄された様ではあるが。)所謂、事実上の推定に基づいて判断がなされているところに注目すべきものがあるのではなからうか。これ等今後の製造物責任事例の方向

## 最近の製造物責任事例についての一考察（一）

性を占い得る判断が含まれているかもしれないのである。ただ、残念な事に、この事例は、控訴審継続中に和解による解決がなされた様で、上級審の判断が明らかにならなかった点が悔やまれるのである。わが国の場合下級審レベルの判断と高裁、最高裁でのそれが必ずしも統一でない事は余りにも有名であるからである。

次に、代表的な製造物責任事例としては、業務用冷凍庫の発火事故における製造物責任を肯定した東京地方裁判所平成11年8月31日判決<sup>18)</sup>がある。本件は、業務用冷凍庫からの発火が原因とされる火災により、店舗兼住宅が火災による被害を受けた、というものである。尚、本件は、製造物責任法との関係では、法施行以前のケースであるため、正面から同法が適用される事はなかったが、製造物責任そのものを認め、民法によって判断したものであるものの、判断の過程では、まさに製造物責任法のリーディング・ケースとも取れる判断を下したものである。尚本件でも、発火の現場を目撃した者はいなかったのである。損害として認定された額は、900万円を若干下回る金額であった。

今更言うまでもない事ではあるが、製造物責任法がその対象としているのは製造された動産である<sup>19)</sup>事から、前述の2例の様に一見すると何の関係もないような製品事故に同じ法律が適用または判断の参考にされる、という現象が起こり得るのである。この点をどう考えるべきなのか。製品の 카테고리ごとのガイドラインは必要なのか。またこの2例の様に、事故を起こしたその物自体の発見が困難なもの、あるいは誰もいないところで発生した事故のケースでは、扱いが異なるのか、個別事例による判断を待つしかない、というのでは、場当たりの提訴や、豊富な資金力を持つ者が有利になりかねない、等の本来的な製造物責任法の目的から離れてしまう様にさえ思えるのである。判決の集積による判断枠組みの構築というのでは、いささか心もとない状況である様に思えないのである。ここでの成否が、後に続く消費者契約法にも多大な影響を与えそうだからである。真の意味での消費者の保護そのものが問われている様で少なくとも、仏作って魂入れずにならないように願わずにはいられないのである。

、東京地裁平成12年5月22日判決<sup>20)</sup>について

こうしたなか、今年（平成12年）になってから、化粧品という・女性のみならず昨今では男性にさえ愛用者の広く存在する製品についての製造物責任が問われた事例に判決が下されたのが本事例である。尚本事例は、所謂本人訴訟である点にも、注目される要素はあるが、形式上、当該化粧品の使用による顔面皮膚障害の発生についての因果関係は肯定されたが、化粧品の製造業者の指示・警告上の欠陥は否定され、原告の請求が棄却された事例である事をあらかじめお断りしておく。

## ( 1 ) 事実の概要

平成 7 年 7 月初旬高崎市在住の原告は、東京都内の画廊に勤務しており都内のデパートにて本件化粧品を購入し、それまでの化粧品から変更し使用していたところ、翌平成 8 年 1 月になって皮膚科に通院し本件化粧品の使用開始後、皮膚障害が発生した旨を述べ、パッチテストにより本件当該化粧品にのみ陽性反応が出たが、原告使用の他の化粧品については陰性であった。原告は、敏感肌にも安心である旨のパンフレットの記載を信用して本件化粧品を購入・使用していたところ、皮膚障害が発生したとして、東京都の担当係に手紙を提出したところ、東京都の担当係は、本件化粧品製造会社の担当者呼び、不適条項の改善を指示、記載事項はその後変更されている。原告は、化粧品製造会社並びに販売したデパートを相手取って損害賠償請求を行った。尚、前述の如く本件は原告の本人訴訟である。請求額は、660万円余り<sup>21)</sup>であった。

## ( 2 ) 事案の検討

ここでは、本稿執筆の趣旨に立ち返って、事実関係を中心に個別的な検討を行う。

### 第一 請求について

「被告らは、原告に対し、連帯して金660万1684円及びこれに対する平成7年7月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。」

### 第二 事案の概要について

本件は、被告デパートにて、同じく被告会社製造の化粧品（ファンデーション）を購入した原告が、その使用により顔面などに接触性皮膚炎を生じ、同化粧品に指示・警告上の欠陥が存在したとして、被告化粧品製造会社に対しては、製造物責任法又は不法行為による損害賠償請求権に基づき、被告デパートに対しては、不法行為又は債務不履行による損害賠償請求権に基づき治療費等及び遅延損害金の支払いを求めたものである。

#### 一 前提事実より

##### 1 原告の職業等について

原告は昭和33年生まれ的女性で、画廊において企画室長として画家や美術評論家等との対外的な交流や営業に従事することを職業としていた。

## 2 化粧品の購入について

原告は、平成7年7月初旬、被告デパートにおいて被告化粧品製造・販売会社から本件化粧品を購入した。

## 3 病院での診断について

原告は、平成8年1月12日に病院で診察を受け、顔面に紅斑、掻痒が現れ、瘰癧の悪化があった。原告が同病院にて受けたパッチテストでは、本件化粧品、本件改良品についてのみ、陽性反応が出て、原告が使用している化粧品、シャンプー、石鹸等と一般の化粧品に含まれることの多い化粧品成分30品目で行なわれたテストではいずれも陰性であった。同月25日、医師は、本件皮膚障害が接触性皮膚炎で、本件化粧品が顔面の皮疹の増悪因子の一つであると診断した。

## 4 本件化粧品の外箱及び容器の記載について

原告が購入した本件化粧品の外箱及び容器には、「お肌に合わないときはご使用をおやめ下さい」との文言が記載され、外箱には、「ニキビ・脂性肌・敏感肌の方にお肌に負担のないノンオイルタイプ」との文言が記載されていた。

## 5 パンフレットについて

(一)(ア) 原告が本件化粧品を購入した際に、被告化粧品製造会社発行のパンフレットには、「敏感なお肌の方でも安心です」との文言の記載があった。

(イ) 原告は平成8年3月11日東京都衛生局薬務部薬事衛生課医薬品審査係に宛て、本件化粧品の成分表及び本件総合パンフレットとともに、「ノンオイルという表示と成分表との齟齬について」、「パンフレットに敏感肌文言があり、対面販売員及び本営業員からも同様の説明があって、その旨信用し、使い続けたが、強度の接触性皮膚炎を発症した」旨の手紙を差し出した。

(ウ) この手紙を受け取った東京都衛生局薬務部薬事衛生課監視指導係は、同月19日及び25日に被告化粧品製造会社に本件総合パンフレットの不適事項の改善を指示、更に5月24日に改定案を持参した同会社に対し、さらに指摘事項についての改訂を指示、

被告会社は同年6月24日改正案を都庁に持参した。

(エ) 平成9年4月3日、都の同係から原告に本件総合パンフレット改訂版が届けられた。このパンフレットでは敏感肌文言が、「皮膚呼吸を妨げないメイクです」と表現が改められたほか多数の変更箇所があった。更に、裏表紙には注意書きが記載されていた。～抄録する～『化粧品がお肌に合わないとき即ち次のような場合には、使用を中止して下さい。そのまま化粧品類の使用を続けますと、症状を悪化させることがありますので、皮膚科専門医等にご相談されることをおすすめします。使用中、赤味、はれ、かゆみ、刺激等の異常があらわれた場合 使用したお肌に、直射日光があたって上記のような異常があらわれた場合 ~以下略~ 』

(二) 被告化粧品製造会社は、同社の商品のコンセプトを説明する会社説明パンフレットを発行し、創始者であるA医学博士について述べ、「～1970年に同博士の美容理念に基づき、現在の化粧水、その他の自然化粧品の開発に成功し、同社の化粧品を発売しました。」との記載及びA医学博士の肖像写真が掲載されている。

## 6 日本化粧品工業連合会の「化粧品の使用上の注意事項の表示自主基準」について

(一) 昭和52年12月22日に改正された同連合会が定める表示自主基準は、昭和53年1月5日に厚生省薬務局長から、これに添って指導するよう各都道府県知事宛に通知された。

(ア) 容器又は外箱に表示する注意事項(本件第一注意事項)「お肌に合わないときは、ご使用をおやめ下さい。」

(イ) 添付文書等に表示する注意事項(本件第二注意事項)「化粧品がお肌に合わないとき、即ち次のような場合には、使用を中止して下さい。そのまま化粧品類の使用を続けますと、症状を悪化させることがありますので、皮膚科専門医等にご相談されることをおすすめします。 i 使用中、赤味、はれ、かゆみ、刺激等の異常があらわれた場合 ii 使用したお肌に、直射日光があたって上記のような異常があらわれた場合～以下略～」

(ウ) 本件第一注意事項を表示することがスペース的に困難な製品については、容器又は外箱への表示を省略して差し支えないが、この場合には、特に本件第二注意事項の表示を徹底する。商品に本件第二注意事項を記載した文書を添付することが困難な場合には、本件第二注意事項を記載した文書、パンフレット等を販売時に購入者に手渡すような方策を講じる。

(二) 昭和53年2月24日付日本化粧品工業連合会「化粧品の使用上の注意事項の表示自主基準の解釈通知(一号)」では、表示省略の場合の対応として、本件第一、第二注意事項の趣旨を伝えるため、皮膚に適用する化粧品について、用いるべき表示例を示している。

最近の製造物責任事例についての一考察（一）

（ア）「傷、はれもの、湿疹等、異常のある時は、使わないで下さい。」

（イ）「使用中、又は使用後日光にあたって、赤味、はれ、かゆみ、刺激等の異常が現われた時は、使用を中止し、皮膚科専門医等へご相談をおすすめします。そのまま化粧品類の使用を続けると悪化することがあります。」

（三）平成7年3月8日付日本化粧品工業連合会「化粧品の使用上の注意事項の表示自主基準の解釈」では、注意事項の表示事例が記載されている。

（ア）添付文書のある場合の表示

容器又は外箱に本件第一注意事項、添付文書に本件第二注意事項の表示を基本とする。どうしても止むを得ない場合は、各企業が自己責任において（下線筆者）その製品特性、過去の苦情内容、件数等を勘案して「禁止表現」のみとすることも可とする。

（イ）本件化粧品のような皮膚に適用する化粧品で外箱のある場合の表示例

外箱又は直接容器に次のような表示をする。なお、表示面積の狭いものは直接容器に本件第一注意事項を表示することにより。

〔事例一〕 本件第二注意事項

〔事例二〕 傷、はれもの、湿疹等、異常のある時は、使わないで下さい。

使用中、又は使用後日光にあたって、赤味、はれ、かゆみ、刺激等の異常が現われた時は、使用を中止し、皮膚科専門医等へご相談をおすすめします。そのまま化粧品類の使用を続けると悪化することがあります。

〔事例三〕 傷、湿疹等肌に異常のある時は使用しないこと。

使用中、赤味、はれ、かゆみ、刺激等の異常が出たら、使用を中止し、皮膚科専門医等へ相談すること。そのまま使用を続けると症状が悪化することがある。

7 本件化粧品又は本件化粧品を含む被告化粧品製造・販売会社の化粧品に関する苦情・相談について

（一）本件化粧品は、昭和62年3月から発売され、これまでに約6万2000本が販売されているが、被告会社が把握している本件化粧品についての苦情は、原告の件を含めて4件であった。

（二）被告デパートでの苦情はこの件のみである。（他はいずれも返品処理がなされているようである。）

（三）平成元年4月1日以降、全国の消費生活センター及び国民生活センターが受け付け、平成11年5月27日までに全国消費生活情報ネットワークシステムに入力されたデータから同社化粧品についての相談件数は合計3件であった。

## 二 争点より

### 1 本件皮膚障害は、本件化粧品の使用によって生じたものか。

(原告の主張)

本件パッチテストの結果、本件化粧品及び本件改良品にのみ陽性反応を示したのであるから、本件化粧品を使用したことにより、本件皮膚障害が発生したことは明らかである。

(被告化粧品製造・販売会社側の反論)

本件パッチテストの結果からは、原告が本件化粧品に対して陽性反応を示したことがわかるだけで、本件皮膚障害の原因が生活上接触する他の物質による場合やアトピー性皮膚炎によるものである可能性もあり、本件皮膚障害が本件化粧品の使用によって生じたとまで認定し得るものではない。

### 2 本件化粧品の指示・警告上の欠陥の有無、被告会社の不法行為責任の成否

(原告の主張)

原告が本件化粧品を購入した際に、本件化粧品は、皮膚科医が作ったものだから安全である旨の表示があった。売場の販売員が「同社のファンデーションは敏感肌用ですから、敏感肌の方でも安心してお使いいただけます。医師が作った化粧品なので安心です。」と本件化粧品を薦めてきた。本件化粧品の文言や表示については、東京都の行政指導により被告会社が訂正や改定を行ったことから、本件化粧品の安全性について誇大な表示をすることにより消費者に過大な信頼を持たせるものであった。又皮膚障害が発生する危険性についてなんら情報を伝えず、製造業者としての安全性確保義務を怠り、不法行為責任を負うとともに製造物責任法上の責任をも負う。

(被告化粧品製造・販売会社側の反論)

被告は原告の主張をいずれも否認している。・・・又このほか自社販売員を置いている店舗であることを主張し、パンフレットの事前回収について主張しているが、このことは却って専門販売員による情報提供義務についての疑問の余地を残すものではないだろうかとさえ思えてくる。(この点筆者)

### 3 被告デパートの不法行為責任又は債務不履行責任の成否

(原告の主張)

被告デパートは、安全性の確保という販売者としての注意義務の懈怠をし、故意の不法行為責任と民法上の債務不履行責任を負うものである。



（被告デパートの反論）

被告デパートは、被告化粧品製造・販売会社との具体的な取引関係の方法に及んだ後、原告に本件化粧品を現実に売り渡したのは被告会社の従業員であるとし、デパート側は流過程程に関与したにすぎず、注意義務は存在しないとした。・・・この点も、本来的にデパートの中にあるテナントの消費者に与える心理面をも含めた影響を考えれば、なお疑問の残るところではある。

#### 4 原告の被った損害

（原告の主張）

原告は画廊を解雇されたことによるうべかりし給与分も逸失利益として51万円余請求している。

（被告化粧品製造・販売会社側の反論）

原告の側の化粧品継続使用という重大な過失の存在を主張し、反論した。

（被告デパートの反論）

原告の主張は争う。

（3）判旨

原告の請求は退けられ、訴訟費用は原告の負担とされた。

以下、裁判所の認定に基づいて各争点につき言及する。

、争点1（本件皮膚障害が本件化粧品の使用によって生じたものか）について

本判決では、顔面の皮膚障害の原因のすべてが本件化粧品の使用によるものとは言えないとしても、（アトピー性皮膚炎や真菌症の症状の混在の可能性が否定できないとされた。）少なくとも本件化粧品の使用が、顔面の皮疹の症状を発生させ、増悪させる因子の一つとして働いたものと認められた。そして、本件化粧品の使用と本件皮膚障害との間の因果関係を否定できないとしている。

、争点2（本件化粧品の指示・警告上の欠陥の有無、被告製造会社の不法行為責任の成否）について

本判決では、まず、本件化粧品のような製品については、適切な指示・警告が必要となる製造物である事は認められた。その上で、本件化粧品によって原告の主張するような皮膚障害が発生した事を届けた者がごく少数である事から、この製品自体が製造物責任法上で規定されている通常有すべき安全性<sup>29)</sup>を欠いていたとはし得ないとし、製品そのものの危険性は認められなかった。また、パンフレット等の記載事項は消費者に誤解を生み易くなっていた事は事実としながらも、これのみ

で指示・警告上の欠陥とは認められないとした。これにより被告会社の故意・過失が認定できないため、不法行為による損害賠償請求も理由がないとされた。

、争点3（販売したデパートの不法行為責任又は債務不履行責任）について

本判決では、争点2により、本件化粧品自体が通常有すべき安全性を欠いていた事も、指示・警告上の欠陥も認められなかったため、原告の訴えは理由がないとされた。

（4）本判決についての若干の考察

現状では承服せざるを得ないかもしれないが、尚、若干の疑問点の残る判決である事は否めない。

疑問の残る点として、原告の本人訴訟である点、製品自体の安全性の問題、指示・警告上の欠陥の認定基準の問題、が挙げられる。

、について

まず第一に何故の本人訴訟であったのかが疑問に残る。少なくとも画廊勤務の原告が、職場を解雇され、そのためか660万円余りの請求額のうち慰謝料分が493万円にものぼり、かつ被告化粧品製造会社のほかに全国展開しているデパートまでを相手方としている割りには一人で何ができたのだろうかという疑問を禁じ得ないのである。裁判の場で争点とされなかった部分<sup>23)</sup>についてももっと詳細な主張をすれば、という点があったのではなからうか。あるいは、ファンデーション一つでの額の損害賠償請求は度が過ぎるという印象を持たれてしまったのか。原告本人のアトピー性皮膚炎や真菌症の症状についても皮膚科あるいはアレルギー科の専門医による鑑定等<sup>24)</sup> もっと打つべき手段があったのではないと思われる。

、について

製品自体の安全性について、例えば国民生活センターなどへの相談件数が一つの基準たり得る事は認めたとしても、それでもそれが全てではないであろうし、少なくとも原告は、それまで使用してきたメーカーのものから本件化粧品に乗り換えたわけであるから、だとすれば、この会社の製品は、それを営業上の主たる目的の一つとしていても不思議はないわけで、ならばそれなりの安全基準等を達成してしかるべきと考える事は不当ではないと思われる。

、について

指示・警告上の欠陥の認定基準については、本件では、日本化粧品工業連合会の自主基準（昭和52年12月22日に改正されたもの）を用いているが、に関連してこの会社の製造する製品が、前述

のような性向を持つものであるならば、他のメーカーと全く同一の基準で果たしていいのだろうかという疑問を禁じ得ないのである。少なくとも東京都からの指示を受け、すぐさま改訂作業にはいる事自体疑問といえは疑問であると思われる。

以上の疑問点が存在し、尚完全には承服し難いが、新しい分野における検討課題<sup>25)</sup>を提供した事や、因果関係が肯定された事等、評価すべき点も存在するものと結論づけたいと思う。言葉には表現する事ができないながしかの『流れ』のようなものは感じ取れる判決ではあったと評価できるのではないだろうか。製造物責任事例全体の今後の展開に注目していきたいものではある。

【 未 完 】

（みやじま かおる・高崎経済大学地域政策学部非常勤講師）

註

- 1) 平成六年七月一日法律第八五号 施行、平成七年七月一日
- 2) 本稿の脱稿は平成12年12月24日である。
- 3) これはまさに当時のマスコミ報道などありとあらゆるメディアが競って取りあげていたことから記憶に鮮明に残っていることであろう。
- 4) 今更あらためて取りあげるまでもないが、拙稿「製造物責任論における『欠陥』概念についての一考察 判決に見る処遇を軸に」中央大学 大学院研究年報 第22号 法学研究科篇63頁以下（平成5年）では代表的な製造物責任事例についての判例研究を、同じく「製造物責任論における欠陥概念について ～ EC指令・ドイツ製造物責任法を新基軸として～」慶應義塾大学 法学政治学論究 第31号 77頁以下（平成8年）では法成立前後から施行後一年までの間の出来事について本法の中心概念たる欠陥概念についての言及を中心に考察を行った個人的な経緯がある。
- 5) 本稿執筆にあたり、今年世情を賑わせた製品事故関連の事実として、乳製品のケース、自動車のリコール隠しのケース、又窓用エアコンのリコールのケースなどが記憶に新しい。
- 6) 製造物責任法第一条は、目的に関する規定として、被害者の保護を図り、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展への寄与をその目的とする。
- 7) 国民生活センターが刊行している「国民生活研究」の誌上において1997年以降年に一度の割合で島野康氏によってPL法による訴訟事例紹介が行われている。（尚、最新号となるはずの2000年12月刊予定のものについては本稿執筆時点では未見である。）
- 8) 製造物責任法関連の解説書、注釈書の類は、学術雑誌に掲載された論文の類を除いたとしても、個別に数えあげればとうてい語り尽くせるはずもないほど刊行されているが、敢えて代表的なものをとえば、平成6年に初版、同10年に新版を刊行した『製造物責任法大系 〔理論篇〕』・『同 〔対策・資料篇〕』、『新製造物責任法大系 〔日本篇〕』・『同 〔海外篇〕』いずれも小林秀之責任編集が詳細さ及び理解しやすさの点からもお薦めできるものではある。尚、この他実務についての観点からも編集されたものとして興味深い論文集として、升田 純編集『現代裁判法大系 8 製造物責任』（平成10年）が挙げられる。更に、前作執筆の折りには、自ら資料提供の労を惜しまれなかった早稲田大学法学部教授浦川道太郎先生が、『国際法務戦略』（平成12年）所収論文「日本と欧米諸国の製造物責任法」の中で制度の概観の後、製造物概念に内在する問題点や、本稿で取り上げる判決についての関連概念である、指示・警告上の欠陥、更に市場監視義務について言及されていることが参考になった。
- 9) 今年刊行されたものの中では、杉本泰治『日本のPL法を考える』、高橋昭男『PL法があなたを守る』等がコンパクトにまとめられつつ非常に読み易くかつ価格の面からも入手し易いものとして挙げられる。一般消費者の保護が目的であるはずの法律についての書物が高価に過ぎて入手がためられるようでは何の用もなさないのではなからうかと個人的には常々考えさせられているのである。
- 10) わが国の製造物責任法が、良くも悪くも諸外国の情勢の詳細な分析のもと制定されたことは、今更言

うまでもないことで、この点はおそらくわが国における法制定におけるある種避けて通れぬ過程であるとするならば、逆に諸外国の制度や事例の研究から、得るものも多いと考えるのが普通ではなからうか。国内で刊行されているものと同様にここでも代表的なものを挙げるとすれば、Friedrich Graf von Westphalen, Produkthaftungshandbuch 2Aufl. Band1.1997, Band2.1999 が挙げられようが、このハンドブックの初版は、各々Band1.1989, Band2.1991 であり、前掲註8の『大系 ・ 』に匹敵するものと筆者は考えている。

- 11) 今年に入ってから入手したのものとして、欠陥製造物についての詳細な研究書である、Theo Bodewig, Der Rueckruf fehlerhafter Produkte 1999. アメリカにおける懲罰的損害賠償制度とドイツ損害賠償法制度との比較研究を試みた、Peter Mueller, Punitive Damages und deutsches Schadensersatzrecht 2000. 独・仏というEUにおける主要国間の契約法・不法行為法上の製造物責任制度の比較研究を試みた、Anke Nordemann-Schiffel, Deutsch-franzoesische Produkthaftung im Spannungsfeld zwischen Vertrag und Delikt 2000. 等これまでの総論的な研究から一步踏み込んだものが公刊されるようになってきた様であるが、註9に関連して同様な観点から、EU統一後の所謂ヨーロッパ私法という観点からも、学生向けの入門書の様ではあるが、Filippo Ranieri, Europaeisches Obligationenrecht 1999. は肩のこらない入門書として、法状況全般を概観できるため有用であったし、製造物責任制度を出発点として、私の個人的なテーマとして将来的に探究したいと常々思いを致している、市民社会における適正なるリスクの配分の問題も含めて、高崎経済大学の地域政策学部における民法や紛争処理法の講義の場でも取りあげることのあった、民法と国家との関係性については、Joerg Neuner, Privatrecht und Sozialstaat 1998. から多くの示唆を受けて、本稿の執筆に至ったことをお断りしておく。
- 12) 現行民法上では、過失責任主義の下での証明責任の問題が大きな壁となり、被害者の側は、企業情報や、高度化する技術やノウハウの問題の解明に窮することが多々あった事が大きなハードルとなっていたのである。尚、これとは別に、諸外国における状況についての資料として、宮田量司 「製造物責任に関する第三次リステイトメントにおける欠陥」 武蔵大学論集 第47巻第1号 1999年10月 81頁以下、シーヴェック 大 美和子 「消費財の売買および関連の保証に関するEU指令」国際商事法務 Vol.28, N o.1 (2000) 28頁以下、リチャード O .ブリッグス 「PL訴訟におけるクラス・アクションの認証」国際商事法務 Vol.28, No.1 (2000) 51頁、更に、外国人の見た日本の製造物責任法についての論文の紹介ではあるが、(小林秀之・山田明美)「わが国のPL法の『法と経済学』的分析」アメリカ法1998 279頁以下は非常に興味深いものであった。
- 13) 製造物責任法第五条で期間の制限が、又附則では、本法施行後に引き渡された製造物への適用が謳われている。つまり法施行以前から使用していたものには本法の正面からの適用がなされないのである。
- 14) 筆者が高崎経済大学地域政策学部において講義を担当している紛争処理法の講座では、裁判に対するイメージについての探究も行い、あわせて社会科学としての民法についての探究を行っている。テキスト・参考書の類として選定したものの中には、製造物責任についての裁判外紛争処理についての言及をなすものもあった。使用したものとしては、和田仁孝 『民事紛争処理論』(平成6年) 石川明・三上威彦 編著 『比較 裁判外紛争解決制度』(平成9年) 日本経済新聞社 編 『司法 経済は問う』(平成12年) および山本 和彦 「裁判外紛争処理制度(ADR)」法律のひろば 2000.9 17頁以下が挙げられる。更にこの点と製造物責任制度との関連についても、前掲註8の浦川論文に言及が見られる。
- 15) だとすれば、会社をあげてクレーム隠しが行われた事が明らかになってしまった今年の事件等は、どう理解すればいいのだろうかと逆に考えさせられてしまった事は否めない。
- 16) 判例時報 1682号106頁以下、金融商事判例1071号11頁以下。名古屋地裁平成10年(ワ)第2443号 尚、この判決については、註7で紹介した島野 康氏による紹介がある。「国民生活研究」第39巻第3号(1999年12月)39頁に一覧、47頁以下に解説がある。更に、升田 純 「製造物責任をはじめ肯定した裁判例(上)(下)」N B L 675号26頁以下、686号50頁以下(1999年10月、11月)では、この判決に対する詳細な検討がなされている。
- 17) この点アメリカ等でよく耳にする所謂懲罰的損害賠償という制度では、我々の想像を絶する賠償額が認められたりして、タバコの事例などがニュース等でも報じられているが、同業者であるわが国の企業者等はこの状態をどう見ているのであろうか。註12でも取り上げたクラス・アクションの問題と共に、将来的には他人事ではないかもしれないのである。

## 最近の製造物責任事例についての一考察（一）

- 18) 判例時報1687号39頁以下、判例タイムズNo.1013 81頁以下。東京 地裁平成6年（ワ）第24472号
- 19) 製造物責任法第二条に定義規定がおかれている。
- 20) 判例時報1718号3頁以下。東京地裁平成10年（ワ）第23176号 尚、本判決については、升田 純「化粧品と製造物責任の成否（上）（下）」NB L697号29頁以下、同698号36頁以下で詳細な検討が行われている。（2000年9月、10月）
- 21) 原告の主張する損害額については、（一）治療費等として、（1）病院治療費及び通院交通費36万420円、（2）温泉治療費及び交通費79万 1265円。（二）慰謝料として、493万5000円。（三）逸失利益として、51万4999円が請求されている。
- 22) 製造物責任法第二条に定義規定がおかれている。
- 23) 例えば、本文中の事実関係の検討の箇所からも自明のように、自主基準そのものについての検討や批判の余地がなかったのか。本件化粧品販売員は、被告会社の社員であったわけであるから、所謂「専門家の責任」に関連して、情報提供義務についての検討の余地はなかったのか。等が挙げられると思う。
- 24) この種の問題については、まさに研究や臨床についての知識や技術は日進月歩であるだろうから、最新にして且つ平易な資料や文献が望まれることは言うまでもない。例えば「NHK きょうの健康 2001年1月号」34頁以下では、アトピー性皮膚炎最新事情についての特集があり、健康な肌とドライスキンといわれるものの違いや、アレルギーと非アレルギーについてなどの解説がある。本稿で取り上げた判決についても応用可能なものであると思われる。
- 25) 例えば、朝見行弘 編『業種別 製造物責任対策ハンドブック』（平成7年）282頁以下で化粧品について取り上げてあるが、特に285頁以下の皮膚トラブルの発症率の問題、288頁以下の表示関係の記述は参考になった。更に、マイケル・D・シャトマン 土井輝生（訳）「アレルギー消費者に対する化粧品会社の製品責任（一）～（四・完）」判例時報 920号、921号、923号、924号は訳文が掲載された時期が昭和54年ではあるが、非常に詳細な検討がなされている、尚原著は1971年の作であり、最新の事情について述べられているものが待たれるところではある。